

事 務 連 絡
令和8年7月29日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官付（避難支援担当）

「情報端末を活用した被災者情報の把握・活用に関する手引き」
の周知について（周知）

この度、被災者台帳システム等と連動した情報端末を活用し、被災者情報の把握・活用が適切に実施されることを目的として、「情報端末を活用した被災者情報の把握・活用に関する手引き」を作成しました。

災害時には、個々の被災者に関する情報を速やかに把握し、支援に携わる関係者間で共有して活用することが重要です。各自治体におかれましては、引き続き、本手引きも参考に、具体的な災害ケースマネジメントの体制整備を進めていただくようお願いします。

ついては、本事務連絡についてご了解いただくとともに、関係部局及び管内市区町村に対しても、周知徹底いただくようお願いします。

なお、本手引きについては、個人情報保護委員会事務局と協議済みであることを申し添えます。

記

○掲載先

内閣府防災情報のページ

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

以上

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
大湯、小林、牧野、黒濱
TEL:03-3593-2849（直通）